

プレスリリース

平成13年10月9日
生産局畜産部飼料課

第3回農業資材審議会飼料分科会の概要について

平成13年10月9日に第3回農業資材審議会飼料分科会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

問い合わせ先：生産局畜産部飼料課
担当者 吉田、小迫、野崎
電話03-3502-8111 内線 4003,4004

第3回農業資材審議会飼料分科会議事要旨

1 日時及び場所

日時：平成13年10月9日（火）14：00～16：30

場所：農林水産省 第2特別会議室

2 出席委員（敬称略）（座長 石橋 日本獣医畜産大学客員教授）

委員：阿部 亮、石橋 晃、犬伏 由利子、岡村 登、

（6名） 竹内 俊郎、前田 昌子

臨時委員：石綿 肇、植松 洋子、大久保 正彦、上村 尚、川崎 靖、

（11名） 小西 良子、武田 明治、古谷 修、松生 彌生、

渡邊 秀一、渡部 終五

3 会議の概要

（1）事務局からの説明

事務局より、BSE発生の経緯と農林水産省の対策の概要、飼料における動物性たん白に係る基準・規格の設定等について説明した。

（2）各委員の意見

各委員から出された主な意見は次の通り

- ・資源の利用の面からきちんと分別した上で肉骨粉の有効利用を図ることが必要。早く正常の姿に戻して欲しい。
- ・サプリメント（補助飼料）の流通を明らかにすることが必要。
- ・BSEの発生の原因について徹底的に解明することが必要。
- ・EU諸国からの肉骨粉の輸入についても徹底的に調査することが必要。
- ・EUによる我が国のステータス評価を取り下げた経緯についてわかりやすい経緯の公表が必要。
- ・国民の不信を招かないようBSEの情報を公開すべき。
- ・どうすれば異常プリオンが死滅するのか等の研究や説明をして欲しい。
- ・農家で斃死した牛はどうするのか。
- ・飼料メーカー、サプリメント飼料業者や農家に対する徹底的な指導を行うべき。
- ・リサイクル飼料の扱いをどうするのか。

（3）答申

肉骨粉等を含む家畜、養魚用飼料の製造・使用等の禁止を定めた省令案の審議が行なわれた結果、別添原案のとおり了承された。

別 添

1 飼料一般の成分規格を次のように改正すること。

新	- 飼料は、<u>ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品並びに次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> <u>(ア) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。</u> <u>(イ) 骨（頭骸骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。</u> <u>a 加圧下での洗浄</u> <u>b 酸による脱灰</u> <u>c 長期のアルカリ処理</u> <u>d ろ過</u> <u>e 138°で4秒間の殺菌処理</u> - 飼料は、<u>家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> - 飼料は、<u>魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいい、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u>
旧	牛を対象とする飼料は、<u>反すう動物等由来たん白質（反すう動物及びミンクに由来するたん白質（乳及び乳製品並びに皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。</u>

2 飼料一般の製造の方法の基準を次のように設定すること。

新	<u>ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、飼料に用いてはならない。</u>
旧	<u>反すう動物由来たん白質は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に用いてはならない。</u>

3 飼料一般の使用の方法の基準を次のように設定すること。

新	・ <u>ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、家畜等</u> に対し使用してはならない。
旧	・ <u>反すう動物等由来たん白質を含む飼料は、牛</u> に対し使用してはならない。

4 飼料一般の保存の方法の基準から次の部分を削除すること。

- ・ 反すう動物等由来たん白質及びこれを含む飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に混入しないような保存方法によらなければならない。

5 飼料一般の表示の基準から次の下線部を削除すること。

- ・ 飼料（飼料添加物を含むもの、反すう動物等由来たん白質を含むもの及び飼料添加物を含まないものであつて落花生油かす、尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とするものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
- ・ 反すう動物等由来たん白質を含む飼料にあつては、次の文字
使用上及び保存上の注意
 - 1 この飼料は、牛には使用しないこと。
 - 2 この飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

農業資材審議会飼料分科会委員名簿

阿部	亮	日本大学生物資源科学部 教授
石橋	晃	日本獣医畜産大学 客員教授
石綿	肇	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部第一室長
犬伏	由利子	消費科学連合会 副会長
植松	洋子	東京都立衛生研究所 生活科学部食品添加物研究科主任研究員
大久保	正彦	北海道大学大学院農学研究科 教授
岡村	登	東京医科歯科大学医学部 教授
小川	絵里	麻布大学獣医学部 教授
鎌田	博	筑波大学生物科学系 教授
上村	尚	東京都立衛生研究所 理化学部医薬品研究科長
川崎	靖	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター毒性部第三室長
小西	良子	国立感染症研究所 食品衛生微生物部食品毒素室長
竹内	俊郎	東京水産大学 教授
武田	明治	日本大学生物資源科学部 教授
豊田	正武	国立医薬品食品衛生研究所 食品部長
古谷	修	(財)畜産環境整備機構 畜産環境技術研究所長
前田	昌子	昭和大学薬学部 教授
松生	彌生	東京水産大学 名誉教授
渡邊	秀一	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室長
渡部	終五	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

